

別記第5号様式（第5条関係）

年度 補助金交付決定通知書

函

年 月 日

住所
補助事業者 法人の名称
代表者の氏名

様

函館市長

印

補助事業名 _____

年 月 日付けで申請のあった上記の補助事業に係る補助金の交付については、内容審査の結果、次のとおり決定したので、函館市補助金等交付規則第10条の規定により通知する。

記

- 1 補助対象経費、補助金の額および補助対象事業の執行に要する期間は、次のとおりとする。

補助対象経費	補助金の額	補助対象事業の執行に要する期間
円	円	年 月 日から 年 月 日まで 日間

- 2 補助金の交付予定時期は、次のとおりとする。
補助事業実績報告書提出後、補助金の額の確定後において交付するものとする。

- 3 次の条件を承知されたい。

(1) 次の場合には、速やかに市長に報告して、その承認または指示を受けること。

(ア) 補助事業の内容の変更をする場合。ただし、産休等代替職員の勤務日数の変更または賃金日額の変更等により、補助金の額が減少する場

合は、この限りではない。

- (イ) 経費の配分の変更をする場合。
 - (ウ) 補助事業を中止し、または廃止する場合。
 - (エ) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合または補助事業の遂行が困難となった場合。
- (2) この補助金等の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部もしくは一部を取り消し、またはこの決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することがある。
- (3) 補助事業の遂行にあたっては、この決定の内容およびこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもってこれにあたること。
- (4) 補助事業の遂行の状況に関し、必要に応じ、報告を求め、調査することがある。
- (5) 補助事業が完了したときは、速やかに補助事業実績報告書に係る書類を添えて市長に提出しなければならない。
- (6) 次のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部または一部を取り消し、当該取り消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずることがある。この場合、補助金の額の確定後においても同様とする。
- (ア) この補助金を他の用途に使用したとき。
 - (イ) この補助金の交付の決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。
 - (ウ) 法令または函館市補助金等交付規則に基づく市長の措置に違反したとき。
 - (エ) 天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情変更により、補助事業の全部または一部を継続する必要がなくなったとき。
 - (オ) 虚偽の申請その他不正な行為があったとき。
- (7) 補助事業により取得し、または効用の増加した財産を、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。
- (8) 補助事業者は、この補助事業に関する帳簿および書類を備え、これを整理しておくとともに、この補助事業の完了の日の属する年度の翌年度の初日から5年間保存しなければならない。